

1 環境問題の推移

■ 公害対策の展開

本県では、昭和30～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業型公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした事態に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「広島県公害防止条例」や「広島県自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、国、県、市町村及び事業者や県民の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、相当の成果をあげることができました。

■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、新たな環境問題が発生してきました。また、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題も生じています。

こうした問題に対処するため、本県では平成7年3月に環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「広島県環境基本条例」を制定するとともに、平成9年3月には、環境基本条例に基づく「広島県環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物によるRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物処分場の逼迫、ダイオキシン、環境ホルモン等の有害化学物質問題や、アスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、各種リサイクル関連法への対応、グリーン購入や環境学習など、新たにクローズアップされてきた問題も多く、引き続き、社会状況の変化に応じた施策を適切に推進していくことが求められています。

■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向けて、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」の制定や、「廃棄物処理法」等の改正が行われるとともに、個別物品のリサイクルを進めるため、「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「グリーン購入法」、「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「自動車リサイクル法」等のリサイクル関係法が相次いで制定されています。また、都市域における自動車交通公害対策を強化する「自動車NO_x・PM法」が制定されたほか、瀬戸内海など3水域を対象とした「第5次水質総量規制」が実施されています。

地球温暖化問題への対応については、京都議定書の批准に伴い、国民の取組みを強化するための「地球温暖化対策推進法」の改正や、電気事業者等新エネルギー等の利用を義務付ける「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）」の制定などが行われています。

自然環境の保全については、損なわれた生態系やその他の自然環境を取り戻すことを目的とした「自然再生推進法」、生物多様性の確保を盛り込んだ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」、外来種による生態系等への被害を防ぐための「外来生物法」などが制定されています。

また、持続可能な社会を構築するための基盤として、自発的な環境保全等の取組みを促す「環境保全活動・環境教育推進法」が新たに制定され、各主体が連携して環境保全の意欲の増進や環境保全活動の推進に努めることが求められています。

2 環境政策の方向性

■ 持続可能な社会を目指して

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因するものです。その背景として、私たちは、飛躍的な科学技術の進展と経済の発展により、資源やエネルギーを大量に消費しながら、便利で豊かな生活を享受してきました。こうしたことが、廃棄物問題や地球温暖化などの様々な環境問題を引き起こしていることを理解しなければなりません。

これらの問題に対して、十分な対策を講じないまま放置すれば、問題はさらに深刻化するとともに、解決が一層難しくなり、ひいては人類の生存基盤を脅かすことになります。

今、私たちがなすべきことは、私たちの社会を持続可能なものに変えていくことです。これまでの資源・エネルギーの大量消費に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄型社会を変革していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルや事業活動のあり方を見直していく必要があります。また、優れた自然環境や生物多様性を保全し、将来の世代に継承していく必要があります。

■ 環境政策の新たな展開

本県では、持続可能な社会の実現をめざして、県民・事業者・行政のすべての主体が協働して、「環境にやさしい広島づくり」と「次代への継承」に取り組んでいます。平成14年度には、本県の環境政策の基盤である「広島県環境基本計画」の改定や、「広島県廃棄物処理計画」の策定を行いました。

また、環境問題の構造の変化に適切に対応して持続可能な社会づくりを進めるためには、新たな政策手段の導入や、環境配慮のしくみづくり、環境学習、環境情報提供など、あらゆる政策を組み合わせ、相乗的な効果を発揮させることが重要となっています。

このため、平成15年度から、廃棄物の排出抑制やリサイクルの動機付け（インセンティブ）となる経済的な手法として「産業廃棄物埋立税」を導入し、その税収を「リサイクル」「廃棄物対策」「自主的な環境活動の支援」などの事業に充てています。

また、新たな環境問題に広範に取り組むため「広島県公害防止条例」を全面改正し、従来の産業型公害に対応した規制的手法に加え、県民・事業者による自主的な取組みを促す仕組みを導入した「広島県生活環境の保全等に関する条例」を制定しました。

さらには、県民総ぐるみで地球温暖化防止を推進するため、県民生活や事業活動等における省エネルギー対策や新エネルギー導入等の施策を盛り込んだ「広島県地球温暖化防止地域計画」や「広島県地域新エネルギービジョン」を策定し、これらに基づく事業を展開しています。

■ 今後の取組み

環境基本計画や広島県生活環境の保全等に関する条例などを踏まえ、

- ・ 環境と経済・社会の調和的発展
- ・ 各主体による自主的な取組みの推進や連携・協働体制の構築
- ・ 持続可能な社会の構築

の3つの視点に基づき、「みんなで進める次代のための環境づくり」を施策方針として、次の施策を重点に推進していくこととしています。

- ① 地球環境保全対策の推進
- ② 循環型社会の構築
- ③ 自然環境保全対策の推進

また、これらの施策の基盤として、「自主的な環境配慮を实践する人づくり」を進めるための環境学習機能の充実・強化や、「エコビジネスの育成」等による「自主的な環境配慮を支える基盤づくり」を進めていくこととしています。